

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 50 年 3 月 21 日にA社B工場（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該事業所における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 49 年 4 月 1 日にA社に入社し、50 年 3 月 21 日にA社B工場に異動となったが、54 年 4 月 10 日に退職するまで継続して勤務しており、毎月給与から保険料を控除されていた。同一企業内での異動であるのに、昭和 50 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間において厚生年金保険に加入していないというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社は、「申立期間当時、A社では、厚生年金保険加入者の被保険者記録を管理するため、年金加入台帳を作成していた。同社内にはD健康保険組合があり、同組合は、前述の台帳を基に健康保険加入者の記録管理を行っていた。」と回答しているところ、C社が保管する年金加入台帳によると、申立人は、昭和 50 年 3 月 21 日にA社B工場において厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務していたこと（昭和 50 年 3 月 21 日にA社本社から同社B工場に異動）が認められ、A社B工場の資料を保管しているC社は、申立てどおりの保険料を納付したと思うと回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 50 年 3 月 21 日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭

和 50 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月及び同年5月
平成11年4月に勤務していたA学校を退職し、国民年金に加入した。
国民年金保険料を納付しているはずなので、未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的に記憶しておらず、申立人の申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は明らかでない。

また、オンライン記録上、平成11年8月2日から23年9月13日までの間、申立人に係る申立期間の記録は未加入となっていたことから、申立人が申立内容のとおり申立期間の国民年金保険料を納付していたとすれば、国民年金保険料の還付が発生していたと推認できるが、還付の記録は確認できない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 頃 から 32 年 7 月 3 日 まで
実家のあるA県の中学校を卒業した後にB県C市のD事業所に就職し、Eの仕事をしていた。昭和 32 年 7 月 3 日からF社の被保険者記録が見つかったが、同事業所に就職する直前までD事業所に勤務したはずであるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B県C市GにあったD事業所に勤務していた。」と主張しているが、事業所記号簿を確認しても、同所在地にD事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は無い。

また、B県C市Hで厚生年金保険の適用事業所となっていたD事業所における申立期間当時の従業員（複数）から聴取しても、申立人の勤務実態が確認できない上、同事業所には、申立人が主張しているようなEの仕事は無かったと証言している。

さらに、B県C市Hで厚生年金保険の適用事業所となっていたD事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 32 年 1 月 1 日である上、同事業所に同日よりも前から勤務していたとする上記の従業員から聴取しても、同事業所が適用事業所となる前に厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

加えて、B県C市HにあったD事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、整理番号の欠番も無い上、申立人が一緒に入社及び退職したとする同僚の記録も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 11 月 5 日から同年 12 月 6 日まで
A 社 B 工場（現在は C 社 B 工場）での厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 23 年 12 月 6 日となっているが、同事業所の退職金計算書から、私の入社日が同年 11 月 5 日であったことが確認できるため、資格取得日を同日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職金計算書及び C 社 B 工場から提出された労働者名簿により、申立人の A 社 B 工場での入社日が昭和 23 年 11 月 5 日であったことが確認できることから、申立人は、申立期間において、同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C 社 B 工場から提出された社会保険被保険者名簿及び上記の労働者名簿に記載された申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 23 年 12 月 6 日となっており、オンライン記録と一致している上、当該社会保険被保険者名簿において、申立人の直後に厚生年金保険加入記録が記載されている同僚についても、同事業所の労働者名簿を見ると、申立人と同様に雇入日と厚生年金保険の資格取得日に、約 1 か月の開きがあることから、被保険者資格の取得手続は、入社と同時に行われていなかったことがうかがえる。

また、C 社 B 工場は、賃金台帳等の資料は残っていないため、申立人の厚生年金保険料の控除の有無は不明である旨回答しているなど、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 10 月末頃まで
中学を卒業しA事業所に就職した。就職後も職業安定所に行き、条件の良い事業所を探し次の就職先を見つけ転職した。この間、半年も期間が空いているのはおかしいので年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の同僚を記憶していない上、A事業所で申立期間に厚生年金保険被保険者期間を有する被保険者のうち、連絡先が判明した 10 名に照会したが、申立人の勤務実態に関する証言は得られない。

また、当該事業所は「申立期間の資料は保管しておらず、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について不明である。申立期間当時の事業主は亡くなっており、当時のことを知る者はいない。」と証言している。

さらに、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い上、申立人は申立期間について記憶が明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。